

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月24日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第56号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例について
議案第57号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
-
- 日程第2 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予
算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 議案第65号 災害用トイレトラックの取得について
-
- 日程第4 認定第1号 令和5年度取手市一般会計決算の認定について
認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の
認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定に
ついて
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ
いて
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定につ
いて
-
- 日程第5 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政
府予算に係る意見書採択を求める請願
-
- 日程第6 意見書案 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示
第4号 を求める意見書について
意見書案 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書につ
第5号 て
-
- 日程第7 意見書案 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政
第6号 府予算に係る意見書について
-
- 日程第8 決議案第1号 取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者を広く
募るため募集要項を修正し、追加募集を行うことを求める
決議案について
-
- 日程第9 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任
委員会の中間報告の件

令和6年9月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第56号	取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について	原案可決
議案第58号	茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について	原案可決
議案第60号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）（所管事項）	原案可決
認定第7号	令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	認 定

令和6年9月11日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真 澄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第57号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）（所管事項）	原案可決
議案第62号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第63号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第64号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第3号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	認 定
認定第4号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認 定
認定第5号	令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について	認 定

令和6年9月12日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第60号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）（所管事項）	原案可決
議案第61号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第2号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について	認 定
認定第6号	令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について	認 定

令和6年9月18日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

一般会計予算・決算審査特別委員会
委員長 佐藤 隆 治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認定第 1 号	令和5年度取手市一般会計決算の認定について	認 定

令和6年9月10日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

請願審査報告書

本委員会は、令和6年9月9日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件 名	審査結果	措 置
請願第 3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択	関係機関に意見書を提出

意見書案第6号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年9月24日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事項
- 2 調査の経過 令和6年6月14日、8月27日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和6年5月11日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	陳情を請願と同じく取り扱えないか。	平成30年7月1日より、議会運営委員会の申合せとして、陳情の取扱いは原則として、全ての議員に写しを配布する取扱いとしております。ただし、議長が特に認めるものについては、請願と同様に取り扱うことが可能であるほか、陳情趣旨に賛同する議員が提出者との相談の上、陳情を請願へと変更することも可能な取扱いとしております。
2	投票率をあげる努力をしてほしい。 ・投票率の低下の要因の1つとして議会の充実と投票のPRを推進してほしい（※投票のPRの部分は、総務文教常任委員会に割り振り）	今後も議会の充実を図るとともに、投票のPRに取り組んでまいります。
3	議会基本条例の見直し ・市民が分かりにくい。市民に内容が伝わってない。中身が変容している。議会が陳情を受付しないことは問題があるので変更を。	議会基本条例の見直しについては、議会基本条例第24条に規定されているとおり、議会運営委員会において定期的に検証を行っております。 また、ご指摘の陳情についてですが、提出いただいた陳情は全て受付を行い、受付後、全ての議員にその陳情の写しを配布しております。さらに議長が特に認める陳情は、請願と同様に取り扱うことが可能であるほか、陳情趣旨に賛同する議員が提出者との相談の上、陳情を請願へと変更することも可能な取扱いとしております。

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年6月11日、7月30日、9月10日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和6年5月11日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	免許返納時の配慮が少なすぎる。もう少し返納しやすい環境整備をしてほしい。優遇処置を考えてほしい。	茨城県は、交通事故防止を図るため、平成30年3月から高齢運転者運転免許自主返納サポート事業を開始しています。事業内容としましては、運転免許を自主返納した県内にお住まいの65歳以上の高齢者の方に対しまして、県へ登録した協賛事業者の利用時に、割引サービス等のサービスが受けられるというものです。 取手市においては、免許返納に関する優遇措置はありませんが、同サポート事業において、10の事業者から協賛を得ており、粗品の進呈、食事時の優遇、配送割引等を受けることができます。今後も、協賛事業者の拡充やサポートの充実等が図られるよう議会として注視してまいります。
2	高齢化社会について ・空き家や空き地の持ち主が分からず困っている。	市民の方が空き家や空き地の持ち主を直接確認する場合には、法務局の登記情報から調べることが可能となっています。裁判所を通して財産管理人を立てる手続きもありますが、持ち主を特定するまでに時間がかかることもあります。 また、市民の方から空き家や空き地の管理について連絡があった場合には、所有者を確認のうえ、問題解決についてお願いの通知を発送し、空き家や空き地が適正に管理されるように努めているところです。空き家の管理については安全安心対策課、空き地の管理については環境対策課へお問い合わせください。

<p style="text-align: center;">3</p>	<p>防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が出している地震想定（震度6強～）に対する初期対応はどうか。 ・戸頭にある7つの自主防災会は協議会を作り活動してきたが、災害時は地域での活動が重要。市としては大災害時に対応できるのか。 ・各地域の自主防災会での取り組みの情報共有、活動交流などが必要ではないか。 ・避難所問題。鍵はどうするのか(市の防災計画では速やかな開設不能)。戸頭に12,000名が住んでおり避難所で収容できない。そのときはどうするのか。高齢者や障がい者の避難はどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県で想定している震度6以上の地震が取手市内で発生した際の初動対応については、取手市地域防災計画に定める組織体系に基づき、班ごとにそれぞれ災害対応業務を行ってまいります。取手市においても、市内で震度6弱以上を観測した際には、自動的に災害対策本部が設置され、市の組織、機能の全てをもって災害活動にあたる体制を整えることと取手市地域防災計画に定めています。 ・市としての大規模災害時の対応については、前段のとおり取手市地域防災計画に基づき、班ごとにそれぞれ災害対応業務を行います。この「公助」部分につきましては、同時多発する災害全てにおいて対応できないことが想定されます。そこで重要なのが「共助」であり、自主防災組織を中心とした活動が、被害軽減につながる最も重要な災害対応と認識しています。そのことから、市は地域の皆様と引き続き自主防災組織の充実及び地域防災力の強化を図っていかねばなりません。どうぞご理解ご協力をお願いいたします。 ・平常時から各自主防災会の取組に係る情報共有や活動交流を図ることは大切と考えています。今年度の取手市自主防災組織連絡協議会総会において、先進的な取組を進めている桜が丘自主防災会にて実施しているSNSを活用した情報発信の事例をご紹介しました。また、各自主防災会同士で常に活動交流を行うことで、有事における自主防災会相互の連携が図られ、地域防災力の強化につながると考えられることから、安全安心対策課では、各自主防災会長に災害時優先携帯電話を貸与しており、自主防災会長同士の連絡手段としてご活用いただくようご案内しています。 ・避難所開設に関する問題につきましては、先般の能登半島地震において避難所の開設についても様々な課題が出ましたように、取手市としても、速やかな避難所開設方法について研究・検討しているところです。 また、避難所の収容人数につきましては、災害の規模によって避難者数が異なるところがありますが、各ご家庭における避難先の選定においても、平常時から親戚や知人宅など、指定避難所以外の避難先も検討していただけるよう市民の皆様にお伝えしているところです。 併せて、取手市では、高齢者や障がい者の方など、ご自身での避難が困難な方の対策についても、避難行動要支援者台帳に登録された約1,000人に対し具体的な個別避難計画の作成を進めています。今年度から県と市の協働によりモデル地区を選定し、市役所の各部署及び自主防災組織が参加して個別避難計画の作成を鋭意進めているところです。
--------------------------------------	--	--

4	<p>防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取手市総合防災マップの有効活用。近隣自治体では説明会など実施されており、本市においても取り入れるよう検討いただきたいと、周知徹底を図ってほしい。 ・最悪の事態を想定した防災。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取手市総合防災マップの有効活用については、取手市のホームページや広報紙等で防災マップの確認についてお知らせしているところです。市内の浸水想定区域（浸水危険箇所）や指定避難所、災害時に備えた日頃からの心得など、震災や水災に関することを市内地図という形で見て分かるように説明しています。どうぞご活用ください。 ・取手市では、自主防災組織など各地域からの要請に応じ、随時出前講座を開催しています。今後も引き続き要請に応じて、皆様の所へ出向き開催してまいります。是非、出前講座をご活用ください。 ・毎年全国各地でこれまでに類を見ないような災害が発生しています。取手市においても、いつ大規模災害が発生するか分かりません。取手市は、最悪の事態を想定した災害に備え、地域と行政の連携を一層強化し、実戦的な防災・減災対策をさらに進めているところです。取手市総合防災マップでは、想定最大規模の降雨で設定した「利根川、小貝川洪水ハザードマップ」や取手市内で震度6強を観測するおそれのある茨城県南部地震を想定した「揺れやすさマップ」「液状化しやすさマップ」を掲載していますので、皆様個々での対策に是非ご活用ください。
5	<p>保育園や幼稚園の統合により空いた土地の活用方法について</p>	<p>保育所の統合や廃止に伴う跡地の利用については、その都度内部にて検討してまいりました。直近の戸頭北保育所についてはUR都市機構の土地となっており市が無償でUR都市機構より借用してまいりました。戸頭北保育所の廃止に伴い取手市学校跡地等利活用方策検討委員会に諮られましたが、利活用の案は示されずUR都市機構へ返却いたしました。議会としましても、どういった活用方法が今後の取手市に相応しいのかなど利活用の検討をしてまいりたいと思います。</p>
6	<p>若い世代への政策の推進（取手に若い世代が残らない、出て行ってしまう問題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者（若い世代）が住みづらい。旧住民との考え方でギャップ（自治会・町内会・地域の関わり）を市がどう考えるか。 ・市はやることをやっていると言うかもしれないが、若い世代が残っていない現状をもっと考えてほしい。 	<p>本市で育った子世代が学業や就職、結婚等の理由により都市部へ転出される傾向は市、議会共に把握をしており、そのような若い世代、さらには外からの移住も含め、本市に住んでほしいとの思いで、まちの活性化につながる取組や個々の世帯への補助施策として、結婚新生活支援事業や定住化促進住宅補助制度「とりで住ま入る支援プラン」などに取り組んでおります。これらの取組もあり、日本人の国内移動については、6年連続で転出者より転入者が多い状況を維持しております。議会としましては更なる事業の周知徹底と拡充を図れるよう注視してまいります。また、若い世代の方々、ゆめみ野地区のような大規模な開発がされたエリアのみならず、市内の様々なエリアに入ってきていただいておりますが、地域の自治会との関わりにつきましては、現状では市への相談件数はゼロとなっているようです。しかし、地域の自主性に委ねつつ、市として、活性化や災害時の共助の連携などがスムーズに図られるようにサポートに努めてまいります。</p>

7	子育て世帯が住んでみたくなるような取手市の魅力の発信	市では、子育て世帯にとっても魅力的なまちであることを発信するため、これまでも広報紙やホームページ、各種 SNS 等を活用して、移住に役立つ補助金や子育て支援制度等の生活情報の周知をはじめ、市内の自然環境やイベント、市民から寄せられた魅力投稿の配信を行っております。市では、令和6年度、これまでの取組に加え、移住促進動画の作成やシティプロモーションサイトのリニューアルを行う予定です。サイトでは、移住や定住に関するコンテンツを追加し、取手市の生活をより身近に感じてもらえるようにします。また、新たに Instagram と連携した市民投稿機能を追加したり、プレスリリースを活用するなど若い世代に向けた魅力発信も行います。議会としても、子育て世帯が取手市に住んでみたくなるような魅力の発信に努めていることを確認しました。
8	現行（ほどよく絶妙とりで）のキャッチフレーズの再考を検討してみたいかがか。	現行（ほどよく絶妙とりで）のキャッチフレーズの再考についてですが、現在のところ検討は考えておりません。取手市のブランドメッセージ「ほどよく絶妙とりで」は、平成28年度に公募による市民、市内企業や団体関係者、市職員で構成された市民協働のワークショップを経て、市の魅力を内外に発信していくための市のブランドメッセージとして決定しました。「ほどよく絶妙とりで」に込めた思いや狙いは、市民にとって自分の住む地域への愛着をもってもらうこと、市外向けには、取手市に憧れをもってもらうことであり、市内外を問わず高い評価をいただいているところです。現在は、ロゴマークを使用した市の啓発品や市のイベント等の配布物、ポスター等に活用しております。 「ほどよく絶妙とりで」は、取手市のブランドメッセージとして市民と共に作り上げた成果であり、市の魅力を内外に伝える重要な要素として定着しております。議会として、今後も引き続き、このメッセージの強化と応用による魅力発信活動を注視してまいります。

<p>9</p>	<p>市政協力員制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在り方（廃止）も含め検討を。 ・役割の見直しなど近隣自治体を参考に検討してほしい。 ・市政協力員に出ているお金の使い方。 ・関連して市民モニター制度の導入を。 	<p>市政協力員の方々には、地域の多くの人や組織と連携し、地域の活性化に努めていただいております。また、地域と行政のパイプ役として市民生活の利便と行政運営の円滑化にもご協力いただいております。例えば、自治会町内会と連携し地域コミュニティづくりのリーダー的役割を担っていただいたり、災害時における市との連絡調整等様々です。しかし、近年の少子高齢化や情報化社会の進展により、ライフスタイルや価値観が多様化している中、担い手不足も問題とされています。今後も近隣自治体の事例等を注視し、市政協力員の方々に情報提供しながら課題解決に向けて検討していきます。</p> <p>市政協力員謝礼につきましては、取手市市政協力員設置に関する規則に基づき、市政協力員個人に対して謝礼としてお支払いしております。</p> <p>現在、市民モニター制度は導入しておりませんが、市政へのご意見やご提言につきましては、「市長に対する要望及び陳情」「市長への手紙」、市ホームページ「市政提言コーナー」「各課へのメール」及び各担当課窓口、電話、FAX等によるお問い合わせにより広く市民の皆様の声をいただいております。広聴活動の一環として今後もこれらの方法を周知していきます。</p>
<p>10</p>	<p>地域会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題を、自治会・NPO・企業・商店など、多様な人が参加し連携して検討する機会を作してほしい。他の自治体で行っている例を参考に。 	<p>地域会議の開催は現在考えておりませんが、市政協力員や自治会などが主体となって地域に関わる皆さんが自ら地域について考え協力して、地域の共通課題の解決を図ることを目的に集まり検討を行うことは、少しでも住みやすい地域にするために有効であると考えます。</p> <p>その中で、行政でしか支援できないこともあると思います。そのため、そのような課題を市政協力員等から提出いただき、市も一緒に考え支援をしてみたいと思います。</p> <p>市の主導による地域会議の開催は、課題共有の手段のひとつではありません。しかし地域会議は、市が地域に押し付けるものではありません。</p> <p>まずは、地域課題の解決等を主な目的として「地域支え合いづくり推進協議会」や「自治会」等において、地域の皆様のお考えを最大限に尊重しつつ地域課題を共有し問題意識を共にすることが重要であると考えます。</p> <p>また、地域と行政のパイプ役である市政協力員からの地域会議開催の要望等があった際には、市に対する要望のみにならないよう会議の主旨や課題内容を十分検討して開催するか協議してみたいと思います。議会としても、地域社会の課題に真摯に向き合ってみます。</p>

11	<p>投票時間（投票日 18 時まで）の見直しを検討してみてもいいか。</p>	<p>取手市では、平成 25 年 7 月の参議院議員選挙から投票終了時間を 2 時間繰り上げて午後 6 時としています。令和 3 年 10 月の衆議院議員総選挙においては、県内でも繰上げを実施している市町村も多く、44 市町村のうち 39 市町村が繰上げを実施しており、実施していない市町村は 5 市町村のみでした。全国的にも投票時間の短縮が主流となっております。また、平成 15 年に現行の期日前投票制度が創設されて以降期日前投票利用者が増えており、令和 3 年の衆議院議員総選挙における期日前投票の投票率は 19.80%でした。</p> <p>現状の時間のままで良いのではないかという意見もあり、引き続き期日前投票や当日投票時間の周知徹底を図りつつ、より多くの人に投票してもらえよう、投票機会を増やそうという様々な取組を議会として模索してまいります。</p>
12	<p>投票率をあげる努力をしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票所は学校や古い自治会館などが多く足元が悪く、高齢者が投票に行きづらい。 ・投票所の増加とともに投票環境を整えてほしい。 ・投票率の低下の要因の 1 つとして議会の充実と投票の PR を推進してほしい <p>（※「議会の充実」の部分は、議会運営委員会に割り振り）</p>	<p>投票所 54 か所のうち半数の 27 か所の投票所でバリアフリー化が図られておりますが、35 か所は地域の集会所等をお借りしており、より身近な施設を多くお借りしているがゆえに、相対的にバリアフリー化されていない割合が多くなっている状況です。市では、これら集会場の改修の際には、段差の解消や手すりの設置など、市の各種補助金も活用していただきながら、誰もが使いやすい施設になるように支援しているところです。</p> <p>市選挙管理委員会に確認したところ、投票所の増設に当たっては、一定期間を安定的に占有できる施設であることや、バリアフリーの状況、期日前投票所においては通信ネットワークの確保など物理的な状況の課題整理が必要とのこと。また、当日投票所を増設するには、既存の投票区を再編して投票区を増やすこととなり、増加となる投票所人員の確保も含め、自治会・町内会等の地域の実情も考慮したうえで総合的に判断する必要があります。当面の間は、現在の投票所体制を継続しながら、バリアフリー化等の投票所環境の改善について、必要に応じ地域と協議し、投票所環境の改善を後押ししていきたいとのことでした。</p> <p>選挙啓発については、市選挙管理委員会では、選挙時には広報とりで随時号の発行、ポスターコンクール入選作品を用いた啓発ポスター作成、庁舎・駅周辺・コミバスへの掲示、ホームページ・LINE などデジタルメディアを活用した情報発信などを行っています。また選挙執行時以外では、若年層への周知啓発を重視し、小・中・高等学校へ投票箱等の選挙資材の貸出や、職員が出向いて行う出前授業などを行ってきました。また、何より議員自ら、SNS で特に若者や有権者に分かりやすく発信してゆく努力も必要であると認識しております。議会としては、引き続き可能な施策を調査しながら投票率の向上に努めてまいります。</p>

13	<p>給食について（旧取手と旧藤代では負担率が違う。そのため、食材が旧取手は安い物が多い）</p>	<p>市立小中学校の給食については、旧取手地区は自校式、旧藤代地区はセンター方式の2方式で運用をしています。給食費については、センター方式校の方が若干安価に設定されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校式小学校 4,570 円/月 ・自校式中学校 5,080 円/月 ・センター方式小学校 4,440 円/月 ・センター方式中学校 4,950 円/月 <p>センター方式が安価な理由は、大量調理に伴い食材の大量購入により単価が抑えられることが主な要因です。「負担率の違い」について給食費は、食材購入費用に充てられているため負担額に違いがあります。近年、物価高騰のため給食費のみで賄いきれない部分については、国の交付金を活用し充当しており、保護者の負担増加を避けながら給食の質と量を低下させないように対応しております。</p> <p>また、食材卸業者は4業者程度ありますが、業者によって同一食材で価格の違う商品がないかチェックをするよう議会でも取り上げているところです。</p> <p>「旧取手は安いものが多い」という御指摘につきまして、学校ごとに地元商店（精肉店や青果店など）や市に登録のある食材卸業者からバランスよく発注をしており、食材については納品時に食材の傷みや不良品などがないように点検をし、傷みや不良品は交換し、安くて品質が悪いものを使用することはないことを確認しております。</p>
14	<p>給食費無償化は怎么样了か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月議会での趣旨採択後も請願を出してきたが進んでいない。 ・駅前開発などでお金がかかりすぎているのではないか。 	<p>給食費の無償化を求める請願を受けて、令和5年9月市議会定例会で、物価高騰に左右されない給食の提供を求める決議が全員賛成により可決しております。</p> <p>決議事項1「現在の栄養バランスや質、量を保ったままの給食を提供すること。」</p> <p>決議事項2「物価高騰に起因する食材費の高騰に伴い、給食費への価格転嫁をしないこと。」</p> <p>決議事項3「さらなる負担軽減を検討すること。」</p> <p>以上3点を踏まえ、議会としても、給食の栄養バランス、質、量を維持しつつ、給食費値上げによる保護者の負担にならないよう担当課に対応を求めています。</p> <p>近年の物価高騰では主食であるお米、パン、麺類、牛乳なども約10%から30%の値上げになっております。今後も物価高騰の影響が懸念される中でも、適切な予算措置を求めるとともに給食費の無償化を取り上げております。また、国による給食費無償化に向けた動向もあわせて注視していきたいと考えております。</p>

15	<p>藤代武道場の開館日時について（月曜が休日の場合、火曜が休みになり不便）</p>	<p>藤代武道場の開館日時については、取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例施行規則の第3条で、毎週月曜日（祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日と定められています。</p> <p>月曜日が祝日の場合、その翌日の火曜日を休館日とした理由として、祝日は平日に比べ、施設の利用希望者が多くなるため、月曜日に開館し、翌日の火曜日を休館とさせていただいていることです。</p> <p>同様の理由から、指定管理者制度を運用していますグリーンスポーツセンターを除き、他の社会体育施設につきましても、藤代武道場と同様に、月曜日が休日の場合は翌日を休館日としているとの返答を執行部から頂いております。</p> <p>議会としましては、利用者の皆様の利便性の向上のため、頂いたお声を行政に届けますとともに、今後の対応を注視してまいります。</p>
16	<p>取手図書館が駅前に移動になった場合、白山小学校区でゆうあいプラザの図書室と2つになる。学校区で空白地区が発生する。図書施設の均衡。そこで井野小学校跡地に図書室と交流施設カフェを同時に進めてほしい。（※取手駅西口A街区市街地再開発事業及びA街区再開発ビル内複合公共施設整備事業に関する意見）</p>	<p>取手市では、市民の皆さんの読書機会を確保するため、公民館をはじめとした公共施設への予約図書配送を行い、図書館の本の受け取りや返却ができるようにしており、好評をいただいております。また、小中学校にも予約図書を配送し、子どもたちがより多くの図書に触れることができる環境を確保しています。</p> <p>取手駅前については、立地上公共交通機関が集中しており、現在取手図書館に家族の送迎で来館している方からは、移転後は自力で来館することが容易になり利便性が高くなると、期待の声も届いています。</p> <p>小学校区での図書館施設に空白地帯が発生するのではないかと懸念についてですが、本館である取手図書館が取手駅前へ移転が確定した際には、市内のいずれの場所からも来館しやすくなることから、より多くの地域の、様々な世代の方々にご利用いただけることになると期待しているところです。</p> <p>また、井野小学校跡地については、利活用方針が既に決定しており、校舎は解体除却し、地域の憩い・交流の中心となるような緑化されたオープンスペースとして整備される予定です。</p> <p>この利活用方針は、市民アンケートを行い、「公園や広場」、「地域の防災拠点となる施設」を整備してほしいというご意見が多かったことを反映して策定されております。</p> <p>以上のように取手市の方針が決まっており、ご要望にお応えできませんが何とぞご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年6月12日、7月17日、9月11日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和6年度第1回市民との意見交換会の意見・要望調査報告

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>ひきこもりや精神障がい者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりや発達障がい者及び精神障がい者の実態調査 ・今年度から医療福祉費支給制度（マル福）の重度心身障がい者の対象者が拡大され、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた方もマル福の対象となったが、「精神障がいのみ」では適用外のため市独自の支援制度を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市のひきこもり支援としては、取手市社会福祉協議会に委託をしている「くらしサポートセンター」をひきこもり支援に対する第一次相談窓口として、令和2年度より体制を整え、ひきこもりの相談支援に当たっています。相談者の置かれている状況やひきこもり年数など一人一人の状況も様々なため、相談者に寄り添い、信頼関係を構築しながらの支援に努めていることを確認しました。市として全戸調査は行っていませんが、ひきこもり相談支援事業の年度ごとの延べ相談件数は、令和2年度が110件、令和3年度が142件、令和4年度が131件、令和5年度が224件と、徐々に増えている状況です。また、ひきこもりの方や精神障がい者の方などへの対応については、各部署間で連携を取って、どこの部署の窓口に相談に来られても適切に対応できるようにしていることを確認しました。ひきこもり支援事業について引き続き注視してまいります。 ・市では、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会を目指し、令和4年度より取手市自立支援協議会に専門部会を設置し、精神障がい者に対する支援について議論を重ねています。令和6年度には、障がい者や地域住民の身近な総合相談窓口として、社会福祉協議会への委託により基幹相談支援センターを設置したほか、竜ヶ崎保健所と協働し市内精神科病院の長期入院患者の退院促進に向けた支援を開始しました。精神障がい者については、市では精神保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）等の制度利用者を精神障がい者数として把握しております。精神障がい者への支援に当たっては、精神障がいを有する方一人一人の困りごと等に寄り添い、他機関との連携協働により適切な支援を提供できるよう求めてまいります。 ・令和6年4月より精神障害者保健福祉手帳2級を保持する一部の方が医療福祉支給制度（マル福）における重度心身障がい者の適用となりましたが、茨城県は精神障害者保健福祉手帳2級（単独）は障がいの程度を中度と位置づけており、他の障がい（身体障害者手帳3級・4級又は知能指数が50以下）を併せ持つことで重度心身障がい者としています。

		<p>ご要望の精神障害者保健福祉手帳2級（単独）の方を市独自の制度で支援する場合、障がい者間の公平性の観点から他の障がい（身体障がい者、知的障がい者）でマル福の非該当となる方についても検討する必要があるとあり、支援する対象が広範囲となります。そのため、市としては県下統一したマル福制度において重度心身障がい者の認定要件を拡充するべきと考えており、県政に対する要望事項として、重度心身障がい者の認定要件に精神障がい者2級を加える制度拡充の要望を行っていることを確認しました。</p>
2	<p>健康寿命をいかに伸ばすかにも、もっと予算を使うべき。高齢者が住みやすい取手市を目指してほしい。</p>	<p>令和6年3月に策定した、第二期健康とりで21では、健康寿命を延伸するため、高齢者の特性に応じたフレイル対策が重要であると位置づけ、ライフステージに応じた生活習慣病予防との連携を重層的に図りながら、健康寿命の延伸及び要介護状態の予防や悪化の防止を図るとしています。</p> <p>また、市の総合計画「とりで未来創造プラン2024」においても、まちづくりの基本方針に「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」を、政策（目指すまちの未来）に「健康でいきいきとした社会の実現」を定めています。引き続き、高齢者も住みやすいまちを目指し、重点施策に取り組んでいくことを執行機関にも確認しました。</p>
3	<p>シニアカーのレンタル、駅にシニアカーの駐車スペースの設置</p>	<p>（シニアカーのレンタルについて）</p> <p>介護保険制度では、原則要介護2以上の認定を取得した被保険者が、福祉用具貸与として1割から3割の費用負担で貸与を受け、シニアカーを含む車椅子を使用することが可能です。</p> <p>（駅にシニアカーの駐車スペースの設置）</p> <p>シニアカーの使用については、道路交通法上「歩行者」として扱われ、商業施設等での使用については、一般的には施設管理者の指示に従うこととされています。また、条件を満たせば鉄道への乗車も可能と、鉄道各社のホームページで案内されています。現在のところ、市として、駅周辺にシニアカー専用のスペースを設置・確保する予定はありませんが、ご意見を市の関係部署と共有するとともに、高齢者の増加によるシニアカーの普及の状況を注視してまいります。</p>
4	<p>高齢者福祉の充実（公共施設に電位治療</p>	<p>老人福祉センター「あけぼの」や「さくら荘」、また高齢者のご利用が多い「か</p>

	器などの健康器具を設置してほしい)	たらいの郷」では、利用者の娯楽・リフレッシュのために、サービスや設備をご用意しています。サービスや設備品の新たな導入や更新については、できるだけ多くの皆さまがご利用を希望され、多くの皆さまがご利用いただけるものを整備するよう働きかけてまいります。
--	-------------------	---

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

建設経済常任委員会

委員長 海東 一 弘

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年6月13日、8月2日、9月12日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和6年5月11日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>高齢化社会について ・地域の商店などシャッターが下りてしまい活気がなくなっている。活気のある住みやすい街づくりをしてほしい。</p>	<p>市では、市内産業やまちの活性化が図れるよう創業支援や商工会等と連携した事業者の支援に取り組んでおります。併せて、空き店舗となった物件を活用して事業活動を行う事業者に補助金を交付し、空き店舗の有効活用及びまちのにぎわいの創造に努めています。市の執行機関に確認したところ、今後も商工業事業者とイベント等の開催なども含めて、まちの活性化を図っていくとのことでした。</p>
2	<p>高齢化社会について ・交通の足の問題。買い物や病院に行くのが大変。（コミバスが使いつらい、高齢者用3輪車導入、免許返納者への支援、タクシー券やデマンドタクシーの導入など）</p>	<p>高齢者の移動手段確保は最も重要な課題であると認識しております。市では、令和6年度と7年度の2か年にわたり、市内交通のマスタープランとなる地域公共交通計画策定に向けた作業を行っていくこととしており、その中で、市内の交通資源の整理や役割分担を明確化することで、デマンド交通も視野に入れ、ハイヤー・タクシー協会などともいろいろ話を聞きながら、その地域に適したものを検討していきたいと考えているとのことでした。市の執行機関としては、効果的な公共交通機関の配置・運行や新たな交通手段の導入等を検討していきたいとのことであり、議会としても注視してまいります。</p>

<p>3</p>	<p>高齢化社会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路が悪く危ない。市道が耐用年数を超えている、計画的な道路補修の計画を立てるべき。市としても補修が必要な箇所の確認をしてほしい。 ・戸頭のU字溝が危ない。グレーチングなど対応をしてほしい。 ・街灯が少ない箇所がある。大きな道路沿いでも夜は暗い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月に「取手市舗装修繕計画」を定め、地方生活圈等における基幹的道路網を形成するのに必要な道路として、集落間を連絡する道路や国道や県道等を連絡する幹線道路である1級及び2級市道などを対象路線として計画を策定しています。路面評価はコネクテッドカーと呼ばれる市販車の走行データから、補修の優先度が高い診断区分Ⅲ相当以上の区間を抽出し、おおむね100メートル区間ごとに補修の優先度が高い区間を整理しています。この計画により令和5年度から計画修繕に取り組んでいます。データ収集の対象となるコネクテッドカーは、トヨタのTコネクトを搭載した現在市販されている車からのデータで、そのビッグデータを集めて、取手市内の1級・2級市道に、振動のあったデータをかぶせて、路面状況の把握をしています。このデータは、茨城県のビッグデータを活用した道路の路面状況調査に協力・参加したことにより、県の実証実験の参加の成果品として取手市にも提供していただいたことによるものであり、これらを計画修繕に反映し改善に取り組んでいきます。計画修繕の実施状況は、ホームページに掲載しています。 ・担当所管に確認したところ、戸頭のU字溝の蓋がけは、側溝への耐荷重の問題や路面排水の問題、蓋をかけた場合の段差が生じる問題などを勘案し、基本的には実施していないとのことでした。側溝は道路の排水施設の一部として利用している状況で、これに蓋をかけることにするとすれば、U字溝の敷設替えをしなければならないこととなりますが、現在この予定はないとのことでした。 ・設置基準については、「取手市防犯灯管理基準」に基づき、おおむね50メートルという間隔で、周囲に主だった個人所有や法人所有の街灯などがなく、市が管理する公道周辺で、交通安全上または防犯上特に必要と認められる場所に設置しています。大きな道路でも、暗いところなどは交通安全上の点から対応を求めたいと考えています。設置は電柱設置を基本とし、電柱がない箇所については私有地のご協力をいただいて専用柱を設置させていただいています。市で設置する場合の基準としましては、児童及び生徒の通学路等、地元市政協力員からの要望があることなどをもって対象としています。
----------	--	---

4	<p>公園設備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具を取り入れては（グリスポ周りの空地を活用） 	<p>市内の公園は、その多くが開設後30年から40年以上が経過し、更新や修繕が喫緊の課題となっており、現在、「取手市都市公園施設長寿命化計画」に基づき老朽化した遊具・施設等の更新や修繕を優先的に実施しています。</p> <p>令和5年度に、大鹿橋公園にインクルーシブ遊具が整備されました。市内の大小ある公園それぞれに特色が感じられるよう、地域の皆様の声を集約し、またニーズに沿った更新や修繕がされるよう、誰もが安全に楽しく過ごせる公園づくりを提案してまいります。</p>
5	<p>若い農業者を増やす政策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い農業者をもっと呼び込んでほしい。若い農業者を育てて作農できる環境を作ってほしい。 ・無農薬野菜の生産に力を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い農業者を増やしていく施策として、取手市では経営を支援するための資金や助成金の提供による国や県の新規就農者育成総合対策のほか、水田農業経営転作等実施補助金や認定農業者等支援事業補助金において、他自治体と比べても手厚い補助金での農業者の助成に取り組んでいます。 <p>また、生産性を向上させるための技術やノウハウの提供で県南地域の自治体やJA、県と協力してつくば地域就農支援協議会を組織し、就農支援に向けた短期農業体験研修等の各種研修や実証実験を行い、新規就農者への支援の充実を図っておりますが、ここ数年取手市から各種研修への参加実績はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取手市としては環境にやさしい農業を支援するために減化学肥料に取り組む特別栽培農産物認定生産者に対して栽培面積に応じて補助金を交付しています。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・井野地域の開発に伴うごみ集積場の設置に対して（開発面積が500平方メートル以下は、集積場の設置義務なし）市の指導、バックアップを。 ・新住民へのごみ捨てルールの周知徹底を図ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所は、市の条例及び事務取扱に基づき設置されています（8戸以上の一団の住宅及び集合住宅を建設する場合は、ごみ集積所の設置義務が生じます）。現状は、小規模集合住宅の開発であっても、市は、新規での集積所設置を地元の皆さんと協議し設置できるよう開発事業者に依頼しています。 ・ごみ捨てのルールについては、「取手市ごみ分別収集カレンダー」などが戸別配布されていますが、なかなか難しい問題です。地域の方が後片付けしていたり、声かけしながらルールの啓発に努力されています。市では、ごみ捨てルールなど注意喚起をしていますが、地域でのつながり等が希薄となっている現状において、新たに引っ越されてきた住民の方に理解されるには、市担当者を交えての地域での話し合いなどが繰り返し必要だと考えます。

7	<p>点字ブロックについて（景観等に配慮するというが目立たない点字ブロックがある。取手駅東口）</p>	<p>過去には、良好な景観の促進のため、景観色の視覚障がい者誘導用ブロックにて整備したケースが多くあります。特に昭和から平成にかけて多くの自治体で採用された整備手法であり、東口駅前広場につきましても、取手駅東口土地区画整理事業の一環として景観を重視した整備が行われてきました。現在は、道路の移動等円滑化整備ガイドラインにより、舗装と輝度比のある視覚障がい者誘導用ブロックを採用する方針となっているとのことです。現在、視覚障がい者誘導用ブロックに隣接する舗装部（駅前インターロッキング）が白色系であることから、輝度比を勘案した検討が必要となります。</p> <p>今後、市が障がい者団体の皆様方と意見交換を実施し、方向性を示して取り組んでいただけるよう進めてまいります。</p>
8	<p>桑原地区新市街地整備事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この30年で市内の自転車屋さんが4店舗も閉店。桑原地区に自転車店舗の誘致を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の皆さんから「桑原地区新市街地整備事業」への様々な声が寄せられているのが現状です。今後国・県との協議が進められていく中、地権者の皆さんの声を反映できるように市は配慮していく必要があります。 ・事業協力者から、市に対しその時代の最新のサービスを提供できる施設展開を検討しているとの情報が入っているとのことですが、「自転車店舗」誘致については不明です。今後の進捗を注視してまいります。
9	<p>取手駅西口駅前開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報などでイメージ図が出たが、市民へのしっかりとした用途・建設期間などの説明をしてほしい。 	<p>取手駅西口A街区において、図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針につきましては、広報やホームページに掲載しております。現在は、整備方針に肉付けする形で基本構想の策定作業を進めているところであり、次の段階である基本計画において、具体的な用途や規模などを検討していくことから、基本計画策定段階になれば、用途などについてある程度具体的な説明が可能となります。</p> <p>また、公共施設の建設期間につきましては、再開発事業によって建築される建築物の中に整備することから、再開発事業全体の工事スケジュールによって決まることとなり、再開発事業の工事期間につきましては、令和9年度に着工し、令和11年度に竣工を予定しております。</p> <p>秋から冬あたりにかけてパブリックコメントをできるように、準備を進めていくことを確認しました。</p>

<p>10</p>	<p>取手駅前再開発事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業の進め方がおかしいのでは。 ・図書館を作るようだが、市民の要望を聞いて議論してほしい。見直してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A街区における市街地再開発事業は、地権者の皆さんが準備組合を設立し、事業協力者と協力して、再開発事業の実現化に向けた作業を進めているところであり、現在は、年内の都市計画決定に向けた準備作業を進めているところです。都市計画決定後は、令和7年度の再開発組合（本組合）設立を目指して、作業を進めていくこととなり、本組合設立後は、都市再開発法などの法令に基づき、権利変換認可・建築工事などを順次行っていくこととなります。 <p>組合施行の再開発事業の進め方などは、法令で詳細に規定されており、再開発事業はこうした関係法令にのっとり進めていくことになるため、進め方がおかしいということはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A街区に図書館機能を中心とした複合公共施設を整備する方針につきましては、広報及びホームページで公表しており、現時点におきましては、整備方針に肉付けする形の基本構想の策定作業を進めているところです。 <p>市では、図書館を中心とした複合的な公共施設を整備する方針ということを決めており、その決定するプロセスにおいては教育委員会との関わりについてしっかりと協議をしているとのことでした。</p> <p>基本計画の策定の段階では、市民の皆さんの御意見をはじめ、図書館協議委員や様々な関係機関の方の御意見を頂いた上で、よりよいものをつくっていきたいと考えており、幅広く意見を伺っていきたいと考えているとのことでした。</p> <p>今後、複合公共施設の検討作業が進捗し、基本構想案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施する予定であり、また、次の段階である基本計画を作成していくプロセスにおきましては、市民の皆さんのご意見を幅広く伺う機会を設けさせていただきたいと考えていることを確認しました。</p>
-----------	---	--

取手駅西口A街区市街地再開発事業及びA街区再開発ビル内複合公共施設整備事業について

- ・A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業の基本構想を策定する上での公聴会や説明会の実施。市民の意見を十分に聴いて進めてほしい。
- ・取手駅西口A街区市街地再開発事業の議会での議論が活発に行われているように感じられない。駅前周辺の既存公共施設、商業施設の現状や有効活用。駅前だけのにぎわいではなく、市全体の均衡、各施設等の独自性のみならず全体的な調和も考慮すべき。
- ・昨今の物価高騰の背景を踏まえ、今後、事業費の上限はどこまで認められるものなのか。
- ・「アトレ取手」・「リボンとりで」2つの駅ビルが10年前と比べて多くの空きスペース（駅周辺の空き事務所も目立つ）が生まれてしまった。複合公共施設整備事業を進める前に、現在ある空きスペースの有効活用が先ではないか。

- ・A街区に複合公共施設を整備する方針につきましては、市の広報及びホームページで公表しており、現時点におきましては、複合公共施設整備に関する基本構想の検討作業を進めているところです。しかし、まだ対外的に説明できる段階にはないため、市民の皆さんを対象とした複合公共施設に関する説明会や懇談会を実施するまでには至っておりません。今後、複合公共施設の検討作業が進捗し、基本構想案がまとまりましたら、パブリックコメントが実施される予定であり、また、次の段階である基本計画を作成していくプロセスにおいては、市として市民の皆さんのご意見を幅広く伺う機会を設けさせていただきたいと考えているとのことでした。市では、複合公共施設の整備プロセスにおきましては、広く市民のご意見を伺い、反映させていきたいと考えているところであり、意見を聴取する具体的な方法につきましては、今後検討していくとのことでした。
- ・取手駅西口における再開発は、駅前地区の既存の商業施設や公共施設はもちろんのこと、東口をも含め、駅前地区全体の魅力度や活力の向上、にぎわい創出といった効果を目指して実施するものであり、さらには、市全体の活性化にもつながる効果を期待して実施するものです。再開発を実施することにより、既存の大型商業施設や既存の公共施設にもプラスの効果をもたらす、新規と既存の施設の共存共栄によって大きな整備効果が得られると考えているため、西口において再開発を実施することは大きな意義があるとのことでした。

市全体の均衡や全体的な調和という観点から考えますと、現在、市におきましては、市街地整備事業としては、取手駅西口だけを整備しているわけではなく、桑原地区の整備も検討しているところです。また、過去には取手駅東口や藤代駅南口においても市施行の土地区画整理事業による基盤整備を実施してきた経緯があり、鉄道駅前の都市施設整備を進め、駅前環境の整備・改善を行ってきた実績がございます。駅前地区は市の中心部（コア）であり、駅前が魅力的になり、活力が創出できれば、市全体に効果が波及すると考えており、駅前において再開発を進め、複合公共施設を整備することにより、他の地区においても好影響が及ぶと考えているとのことでした。

議会の方でも先進自治体の視察などを実施しており、今後も議論を深めて執行機関へ提案提言等をしていきたいと考えております。

		<ul style="list-style-type: none"> ・昨今、建築資材の価格高騰や輸送コストの上昇、人件費の高騰などの複合的な要因により、建築工事コストが急騰している状況であり、これを受け、準備組合におきましては、施設計画案や事業収支案の調整を行っている状況となっております。こうした状況が今後も続けば、複合公共施設の整備費用が、当初の想定よりも増額となる可能性も考えられますが、国庫補助金の有効な活用など市の負担を極力軽減する方策を講じていきたいと考えているとのことです。 ・新規に整備を検討している複合公共施設は、広い閲覧・学習スペースやカフェなども備えた、図書館を核とした複合施設を想定しており、吹き抜けなどを設けたゆとりのある魅力ある空間づくりを目指しております。こうした現代的な公共施設を新規に整備するためには、空間デザインや設備、諸室の配置、動線などの多くの点を、再開発ビル全体の設計段階から一体的に考慮し、調整して進めていくことが必要となります。また、新規の公共施設は長期間にわたって利用することから、長期的な将来を見据えて整備することが重要であり、建物の耐久性などを考慮すると、新規に建築する建物内に整備することが望ましいと考えているということです。
12	藤代駅前開発をするべき。	<p>議会では、藤代駅前開発について執行部への要望や一般質問を行い、駅前開発について確認してきました。市では、都市計画の変更の必要性は認識していますが、具体的な施策を検討しているものの、進展していないのが現状です。都市計画決定以来50年近くが経過し、付近の環境や住民の方々も変わっているのに対して大きな変化がないことは課題であると言え、この地区を整備するためには、まず都市計画の見直しが必要であると考えられます。</p> <p>執行部において整備手法を現在研究中とのことであり、継続的に状況の説明を求めていきたいと考えています。</p>